

新	旧	主な改正趣旨
<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (輸出拡大人材育成支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月25日 決裁 平成30年3月30日 一部改正 平成31年3月28日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正 令和4年3月31日 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金 (輸出拡大人材育成支援) 実施要領</p> <p style="text-align: center;">平成28年3月25日 決裁 平成30年3月30日 一部改正 平成31年3月28日 一部改正 令和2年3月27日 一部改正</p>	
<p>(通則)</p> <p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、輸出拡大人材育成支援に対する補助金の交付については、補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2条、第3条 略</p>	<p>(通則)</p> <p>第1条 沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金(以下「補助金」という。)のうち、輸出拡大人材育成支援に対する補助金の交付については、<u>沖縄国際物流ハブ活用推進事業補助金交付要綱</u>(以下「交付要綱」という。)その他の法令に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。</p> <p>第2条、第3条 略</p>	<p>補助金名称の省略が可のため削除する。</p>
<p>(輸出拡大人材育成支援に係る補助対象経費)</p> <p>第4条 交付要綱別表2 <u>七</u>輸出拡大人材育成支援の項の補助対象事業者の欄に規定する経費は次に掲げるものとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>2 公的機関及びそれに類する者以外が主催する貿易実務に関する研修を受講した場合、前項第2号の検定とあわせて受講することで<u>補助対象</u>とすることができる。</p>	<p>(輸出拡大人材育成支援に係る補助対象経費)</p> <p>第4条 交付要綱別表2 <u>六</u>輸出拡大人材育成支援の項の補助対象事業者の欄に規定する経費は次に掲げるものとする。</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>2 公的機関及びそれに類する者以外が主催する貿易実務に関する研修を受講した場合、前項第2号の検定とあわせて受講することで<u>助成対象</u>とすることができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 交付要綱で新規支援メニューを設置しメニューの並びが変わったことによる変更 ・ 文言の統一

<p>3 ～ 6 削除</p>	<p>3 研修会場までの移動に係る費用、教材費、宿泊費等、受講料と受験料以外の費用は助成対象外とする。</p> <p>4 同じ講座やセミナーについて、同一人物を2回以上受講させることはできない。</p> <p>5 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、助成対象外とする。</p> <p>6 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p>	<p>・補助対象外経費は第5条にまとめることとしたため削除</p>
<p>(補助対象外経費)</p> <p>第5条 補助事業の対象となる目的以外を兼ねて支出したと認められる経費については、補助対象外とする。</p> <p>2 交付決定前に支払いを行った経費については、原則補助対象外とする。</p> <p>3 研修会場までの移動に係る費用、教材費、宿泊費等、受講料と受験料以外の費用は補助対象外とする。</p> <p>4 同じ講座やセミナーについて、同一人物を2回以上受講させることはできない。</p> <p>(交付の申請)</p> <p>第6条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>2 3 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第7条 交付要綱第12条第1項の知事が定める添付</p>	<p>(交付の申請)</p> <p>第5条 交付要綱第6条の知事が定める添付書類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) (2) 略</p> <p>2 3 略</p> <p>(実績報告)</p> <p>第6条 交付要綱第12条第1項の知事が定める添付書</p>	<p>第5条を挿入したことによる。</p>

書類は、次に掲げるものとする。

(1) ～ (6) 略

(為替レート)

第8条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(雑則)

第9条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。

類は、次に掲げるものとする。

(1) ～ (6) 略

(為替レート)

第7条 現地通貨で支払った経費を日本円に換算する際には、申請日の前月末時点の為替レートで換算し、そのレートが確認できる資料を提出すること。

(雑則)

第8条 この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。